

# 2022（令和4）年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

## 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

有害な業務の種別	人数
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	0123456789
定期健康診断数	0123456789
所見のあった者の人数	0123456789

### 変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>